

浜松市スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 浜松市内で開催するスポーツ大会の支援について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 補助金交付対象のスポーツ大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。また、補助金は、会場設営や大会運営に係る開催事業費(交際費、食糧費、懇親会費、慶弔費及び団体運営に係る人件費は除く)に充てるものとする。

- (1) 全世界を対象として開催されるもの、または外国の選手もしくはチームを招待して開催されるもの(以下「国際大会」という。)であり、且つ、国際競技連盟の公認を受けている大会であること
- (2) 全国を対象として開催されるもの(以下「全国大会」という。)であり、且つ、中央競技団体の公認の大会もしくは予選会の勝者による大会であること
- (3) 県を越えて限定された地区を対象として開催されるもの(以下「地区大会」という。)であり、且つ、地区競技団体等の公認の大会もしくは予選会の勝者による大会であること
- (4) 県外からの選手もしくはチームが全体の半数を超えて開催されるもの(以下「その他大会」という。)

(補助金の決定)

第3条 補助金は、浜松市内で開催するスポーツ大会の国外、国内の参加者数または、参加チーム数に次の表の金額を乗算のうえ、比較し、いずれか少ない金額とする。ただし、第2条の補助対象経費の1/2内とし、上限額を次の表のとおりとする。なお、国際大会は、国外参加者と国内参加者を合算した金額を比較するものとする。

大会規模	区分	個人1人あたり	1チームあたり	上限額
国際大会	国外参加者	5,000円	50,000円	1,000,000円
	国内参加者	1,000円	10,000円	
全国大会	国内参加者	1,000円	10,000円	1,000,000円
地区大会				500,000円
その他大会				200,000円

(補助金の算定調整)

第4条 その他、市長が特に認める場合については、市と申請者との協議の上、補助金交付額を定めることとする。

(交付の申請)

第 5 条 申請者は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、大会開催日の 30 日前までに (4 月開催の大会については、補助金交付該当年度の予算確定後速やかに) 下記書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請の受付については、予算額に達したときをもって終了とする。

- (1) 補助金交付申請書 (第 1 号様式)
- (2) 収支予算書 (第 2 号様式)
- (3) 市税納付・納入確認同意書 (第 3 号様式)
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し (補助金申請者が、給与所得者を雇用する事業者の場合)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書 (第 4 号様式)
- (6) その他 (公認団体のわかる大会要項等、主催者規約、大会ちらし、パンフレット、プログラム、参加者数のわかる書類等)

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、当該申請が適当であり、かつ市税の完納を認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書 (第 5 号様式) により申請者に通知するものとする。

(大会実績の報告)

第 7 条 申請者は、補助金交付決定を受けた後、当該交付に係る大会終了日から 30 日以内に下記書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大会実績報告書 (第 6 号様式)
- (2) 収支決算書 (第 7 号様式)
- (3) 領収書の写し等 (第 2 条に掲げる補助対象経費となる申請者名義の領収書もしくは振込明細書等)
- (4) 参加者名のわかる書類

(変更の申請)

第 8 条 前条の規定により提出された大会実績報告書の内容が、第 5 条に基づき提出された内容に、補助金額の変更が生じた場合、速やかに補助金交付変更申請書 (第 8 号様式) を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定額の変更)

第 9 条 前条の規定により提出された補助金交付変更申請書に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定額を変更し、補助金交付変更決定通知書 (第 9 号様式) により通知する。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、第7条の規定による大会実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(第10号様式)により通知する。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、補助金交付確定通知書受領後10日以内に請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による交付決定の変更又は全部もしくは一部の取消しをすることができる。

- (1) 補助事業実施団体が法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業実施団体が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めた場合
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合
- (5) 補助事業実施団体が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

5 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は、遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(補助金の返還)

第13条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書(第12号様式)による。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和2年度までの補助金に適用する。

収支予算書

記

1 収入の部

科目	予算額	摘要
市補助金		
計		

2 支出の部

科目	予算額	摘要
計		

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) スポーツ振興課)

申請者

住所又は所在地

団体又は法人名及び代表者名

_____ 印

(代表者の肩書を記載すること)

(法人の場合は法人代表者印、任意団体の場合は代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

(法人の場合は記入不要、任意団体の場合は代表者生年月日)

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱第5条1項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市スポーツ大会開催事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市スポーツ大会開催事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は、これらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

浜松市長あて

誓約者(申請者)

住所又は所在地

団体又は法人名及び代表者名

印

(代表者の肩書を記載すること)

(法人の場合は法人代表者印、任意団体の場合は代表者印)

団 体 名

代表者氏名

様

浜松市長 鈴木康友

（スポーツ振興課扱い）

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 大会名

3 条件

- （1）補助金は、当該大会の目的にのみ使用すること。
- （2）補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- （3）浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- （4）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- （5）大会に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- （6）大会事業の精算後、速やかに、大会実績報告書を市長に提出すること。
- （7）大会開催・運営にあたり、大会の看板やポスター、チラシ、ホームページ等に「浜松市スポーツ大会開催事業費補助金交付事業」と表記すること。

（あて先）浜松市長

申請者 団体又は
 法人名
 住所又は
 所在地
 代表者
 電話（ ） -
 （代表者の肩書を記載すること）

大会実績報告書

令和 年 月 日浜松市指令 第 号により補助金交付決定のあった大会について、完了したので関係書類を添えて報告します。

大会名	
公認	
主催者	
他の共催・後援者	
予選会の有無	有 / 無
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
開催場所	
入場者数	
入場料等	無料 ・ 有料（金額： ） いずれかにレ点を入れ、有料の場合は金額をご記入ください。
結果（状況）	
連絡先	住所：〒 氏名： 電話番号：

提出書類

チェック欄	提出書類	所管課チェック欄
	大会実績報告書（第6号様式）	
	収支決算書（第7号様式）	
	領収書の写し等	

提出書類の確認を行い、書類がある場合はチェック欄に「○」、提出の必要のないものには「-」を記入すること。

（あて先）浜松市長

申請者 団体又は
法人名
住所又は
所在地
代表者
電話（ ） -
(代表者の肩書を記載すること)

収支決算書

記

1 収入の部

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	摘要
市補助金				
計				

2 支出の部

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	摘要
計				

団 体 名
代表者氏名 様

浜松市長 鈴木康友
（スポーツ振興課扱い）

補助金交付変更決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 交付変更決定額 金 円
2 大会名
3 条件

- （1）補助金は、当該大会の目的にのみ使用すること。
（2）補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
（3）浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
（4）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
（5）大会に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

団 体 名
代表者氏名

様

浜松市長 鈴木康友
(スポーツ振興課扱い)

補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けの大会実績報告書を審査の結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 大会名

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

団体又は
法人名
住所又は
所在地
代表者
電話() -

(代表者の肩書を記載すること)

請求書

ただし、令和 年 月 日浜松市指令 第 号により補助金の確定を受けた浜松市スポーツ大会開催事業費補助金として下記のとおり請求します。

記

金

円

口座振替先金融機関名

口座種別 番号

口座名義

口座名義(カナ)

様

浜松市長 鈴木康友
(スポーツ振興課扱い)

補助金返還命令書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付額を確定した「スポーツ大会開催事業費補助金」について、
浜松市補助金交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる額
- 2 交付金額 金 円
- 3 交付年月日 令和 年 月 日
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還期限 令和 年 月 日